

令和3年土佐清水市議会定例会6月会議審議期間日程表

◇ 審議期間 6月14日～6月30日（17日間）

| 日次 | 月日 | 曜 | 会議別 | 開会時刻 | 議事内容 | 備考 |
|------|-------|---|-----|-------|--|---------------|
| 第1日 | 6月14日 | 月 | 本会議 | 午前10時 | 1. 再開 2. 審議期間の決定 3. 会議録署名議員の指名 4. 諸般の報告 議会事務局長 5. 議案の上程 提案理由の説明…市長 予算・条例等内容説明 …企画財政課長等 7. 陳情について 6. 散会 | |
| 第2日 | 6月15日 | 火 | 休会 | | | |
| 第3日 | 6月16日 | 水 | 休会 | | 一般質問通告書の提出期限午前11時 | |
| 第4日 | 6月17日 | 木 | 休会 | | | |
| 第5日 | 6月18日 | 金 | 休会 | | | |
| 第6日 | 6月19日 | 土 | 休会 | | | |
| 第7日 | 6月20日 | 日 | 休会 | | | |
| 第8日 | 6月21日 | 月 | 本会議 | 午前10時 | 質疑・一般質問 | |
| 第9日 | 6月22日 | 火 | 本会議 | 午前10時 | 一般質問 | |
| 第10日 | 6月23日 | 水 | 本会議 | 午前10時 | 一般質問・議案の委員会付託 | |
| 第11日 | 6月24日 | 木 | 休会 | 午前9時 | | 予算決算 常任委員会 |
| 第12日 | 6月25日 | 金 | 休会 | 午前9時 | | 総務文教 常任委員会 |
| | | | | 午後1時半 | | 産業厚生 常任委員会 |
| 第13日 | 6月26日 | 土 | 休会 | | | |
| 第14日 | 6月27日 | 日 | 休会 | | | |
| 第15日 | 6月28日 | 月 | 休会 | | | |
| 第16日 | 6月29日 | 火 | 休会 | | | |
| 第17日 | 6月30日 | 水 | 本会議 | 午前10時 | 1. 委員長報告 2. 委員長報告に対する質疑 3. 討論 4. 採決 5. 議員派遣 6. 散会 | |

令和3年土佐清水市議会定例会6月会議委員会付託議案一覧表

◇ 予算決算常任委員会（3.6.23付託）

| 番 号 | 件 名 |
|--------|--|
| 議案第29号 | 令和3年度土佐清水市一般会計補正予算（第2号）について |
| 議案第30号 | 令和3年度土佐清水市再生可能エネルギー事業特別会計補正予算（第1号）について |
| 議案第31号 | 令和3年度土佐清水市水道事業会計補正予算（第1号）について |
| 議案第41号 | 令和3年度土佐清水市一般会計補正予算（第3号）について |

◇ 総務文教常任委員会（3.6.23付託）

| 番 号 | 件 名 |
|--------|--|
| 議案第32号 | 土佐清水市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第33号 | 土佐清水市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第35号 | 土佐清水市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第36号 | 土佐清水市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第38号 | 土佐清水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |

◇ 産業厚生常任委員会（3.6.23付託）

| 番 号 | 件 名 |
|--------|---------------------------------------|
| 議案第34号 | 土佐清水市手数料条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第37号 | 土佐清水市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第39号 | 土佐清水市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第40号 | 土佐清水市有料水道設備の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について |

令和3年土佐清水市議会定例会6月会議議案等件名及び議決結果一覧表

◇ 今会議提出分（市長提出）

| 議案番号 | 件名 | 提出月日 | 議決月日 | 議決結果 |
|------------|--|------|------|------|
| 報告 第4号 | 専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償額の決定について） | 6.14 | — | — |
| 議案 第29号 | 令和3年度土佐清水市一般会計補正予算（第2号）について | 〃 | 6.30 | 原案可決 |
| 議案 第30号 | 令和3年度土佐清水市再生可能エネルギー事業特別会計補正予算（第1号）について | 〃 | 〃 | 〃 |
| 議案 第31号 | 令和3年度土佐清水市水道事業会計補正予算（第1号）について | 〃 | 〃 | 〃 |
| 議案 第32号 | 土佐清水市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について | 〃 | 〃 | 〃 |
| 議案 第33号 | 土佐清水市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 〃 | 〃 | 〃 |
| 議案 第34号 | 土佐清水市手数料条例の一部を改正する条例の制定について | 〃 | 〃 | 〃 |
| 議案 第35号 | 土佐清水市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について | 〃 | 〃 | 〃 |
| 議案 第36号 | 土佐清水市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について | 〃 | 〃 | 〃 |
| 議案 第37号 | 土佐清水市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について | 〃 | 〃 | 〃 |
| 議案 第38号 | 土佐清水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について | 〃 | 〃 | 〃 |
| 議案 第39号 | 土佐清水市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について | 〃 | 〃 | 〃 |
| 議案 第40号 | 土佐清水市有料水道設備の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 〃 | 〃 | 〃 |
| 議案 第41号 | 令和3年度土佐清水市一般会計補正予算（第3号）について | 6.23 | 〃 | 〃 |
| 同意案 第1号 | 土佐清水市教育委員会教育長の任命について | 6.30 | 〃 | 同意 |

| | | | | |
|--------------|--------------------------------|------|------|----|
| 同意案 第 2 号 | 土佐清水市固定資産評価審査委員会の委員の選任 について | 6.30 | 6.30 | 同意 |
| 同意案 第 3 号 | 土佐清水市農業委員会の委員の任命について | 〃 | 〃 | 〃 |
| 同意案 第 4 号 | 土佐清水市農業委員会の委員の任命について | 〃 | 〃 | 〃 |
| 同意案 第 5 号 | 土佐清水市農業委員会の委員の任命について | 〃 | 〃 | 〃 |
| 同意案 第 6 号 | 土佐清水市農業委員会の委員の任命について | 〃 | 〃 | 〃 |
| 同意案 第 7 号 | 土佐清水市農業委員会の委員の任命について | 〃 | 〃 | 〃 |

◇ 今会議提出分（議員提出）

| 議案番号 | 件名 | 提出月日 | 議決月日 | 議決結果 |
|--------------|------------------------------------|------|------|------|
| 市議会 議案第5号 | 「刑事訴訟法の再審規定（再審法）」の改正を求める意見書の提出について | 6.30 | 6.30 | 原案可決 |

令和3年土佐清水市議会定例会6月会議意見書議決結果一覧表

◇ 今会議提出分（議員提出）

| 議案番号 | 件名 | 提出月日 | 議決月日 | 議決結果 |
|-------------|------------------------------------|------|------|------|
| 市議会 案第5号 | 「刑事訴訟法の再審規定（再審法）」の改正を求める意見書の提出について | 6.30 | 6.30 | 原案可決 |

令和3年土佐清水市議会定例会6月会議陳情件名及び議決結果一覧表

◇ 審議期間中の審査分（委員会付託省略）

| 付託 委員会 | 受付年月日 番号 | 件名 | 提出者 | 審査 結果 | 議決 月日 | 議決 結果 |
|-----------------|-----------------|--------------------------------|--|----------|----------|-------------|
| 委員会 付託 省略 | 3.2.25 2 | 選択的夫婦 別姓制度の 導入を求め る陳情 | 高知県退職婦人連絡会 幡多支部 支部長 坂井 美保 新日本婦人の会土佐清 水本部 会長 前田 道子 | — | 3.6.14 | 採択 (みなし) |

令和3年土佐清水市議会定例会6月会議一般質問通告一覧表

◇ 一般質問

| 順位 | 質問者 | 質問内容 |
|----|-------------------------|--|
| 1 | 9番 細川 博史 君 (一問一答) | 1 3期目に当たっての市政運営について ○3期目に当たっての市政運営（基本政策）について |
| | | 2 新型コロナウイルス感染予防対策について ○ワクチン接種の進捗状況について ○ワクチン接種の接種計画について |
| | | 3 地域電子通貨Meji-Caの利用実績及び利用状況について ○令和2年度の実績 ○直近での利用状況について ○Meji-Caにおけるこの間の実績統括及び今後の展望について |
| | | 4 足摺エリアにおける観光戦略について ○足摺テルメの再開について ○今後の足摺岬や唐人駄場の整備計画について |
| | | 5 日本ジオパーク認定審査の動きについて ○スケジュール ○現地調査に向けて ○改めてジオパークを目指す意義は |
| 2 | 5番 吉村 政朗 君 (一問一答) | 1 足摺テルメについて ○指定管理者との契約内容の概要 ○修繕費について ○従業員の雇用 ○薪ボイラー導入の再検討 ○資産価値と売却について |
| | | 2 今ノ山風力発電の計画について ○現時点での計画概要 ○これまでの経過 ○ジオパークとの関連性 ○今後の計画 ○市民への周知 ○高知県環境影響評価技術審査会議事録について |
| | | 3 足摺岬釣鰯組合について ○釣鰯組合の状況と支援策 |

| | | |
|---|-------------------------|---|
| 3 | 10番 前田 晃 君 (一問一答) | 1 市長選挙に関わって ○選挙結果について |
| | | 2 障害者雇用に関わって ○障害者の雇用制度について ・「障害者雇用促進法」 ○本市の障害者雇用と「合理的配慮」について ・条件付採用と「合理的配慮」の提供 ・障害者を支える体制—支援員配置 ・責任ある障害者雇用を ○障害者雇用の財源について ○今後の障害者雇用について ・「障害者活躍推進計画」の作成と公表 |
| | | 3 人権行政に関わって ○3月会議での市長答弁の確認 ・憲法の人権規定について ・憲法と法律、条例等の関係について ・ネット上の「部落地名一覧」について ○「人権を尊重する社会づくり行動計画2021」について |
| 4 | 2番 弘田 条 君 (一問一答) | 1 県道宿毛宗呂下川口線の用地買収について ○現在までの取組と成果について ○課題について ○課題解決について |
| | | 2 ファミリーサポートセンターについて ○ファミリーサポートセンターとは ○高知県内の状況について ○開設について ○どのような運営を行っていくのか |
| | | 3 多機能トイレについて ○市の多機能トイレは何か所ありますか ○多機能トイレの設置基準について ○今後について |

| | | |
|---|------------------------------|---|
| 5 | 4 番 山崎 誠一 君 (一問一答) | 1 財政について ○実質単年度収支について ○財政調整基金の積立てと取崩しについて ○実質単年度収支の改善について ○市債残高について ○実質公債費比率について ○「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（新過疎法）」の支援目的の変更について ○実質単年度収支と実質公債費比率の改善について |
| | | 2 G I G A スクール構想について ○スクールサポーター業務委託について ○タブレット端末を活用した授業について ○デジタル教科書の導入に係る課題等について |
| | | 3 道の駅「めじかの里土佐清水」の拡張工事について ○地場産品販売と食事の提供について ○新地場産品販売施設実施設計等について ○隣接するトイレ施設の改修及び池の役割等について ○道の駅の果たす役割について（観光振興等との連携） |
| | | 4 県道足摺岬公園線の東回りについて ○県道足摺岬公園線の津呂工区進捗状況について ○改良後の利便性について ○未整備区間の今後について ○地元負担等について |
| 6 | 1 番 谷口 佳保 君 (一問一答) | 1 スクールバスの運営について ○現状について ○今後の運営について |
| | | 2 事業承継について ○移住者・地域おこし協力隊の募集方法について ○現状把握について |
| 7 | 7 番 岡本 詠 君 (一問一答) | 1 特別養護老人ホームしおさいにおける事故発生時の報告について ○過去10年間の事故件数 ○事故等の報告に関して ○昨年9月に誤薬事故があったのでは ○市の見解 ○「事故の報告をしていない」ことに関して ○職員の対応をどう考えている？ |
| | | 2 保育園の運営について ○園児数の推移 ○職員数 ○現場の声は ○職員募集の共通事項に関して ○課題への対策は |

| | | |
|---|------------------------------|--|
| 8 | 3 番 武政 健三 君 (一問一答) | 1 新型コロナウイルス感染症収束後の本市観光の展望 ○竜串地区、海のギャラリー周辺にテラスや売店、飲食スペースが整備される施設の内容は？ ○足摺岬地区、足摺岬展望台建替え及び三崎から唐人駄場へ移転予定の牧場の進捗状況は？ ○この大きな本市観光のチャンスを担当課としてどう活用する と考えるか？ |
| | | 2 ワークーションについて ○ワークーション、本市へのメリットは？ ○県外での成功事例は？ ○昨年11月のモニターツアーはどうだったか？ ○光回線の地区別完成予定は？そして足摺岬地区を最優先して 工事ができないか？ ○今後の計画及び展望は？ |
| | | 3 南海トラフ地震に備えての住宅耐震化について ○本年度の耐震診断、耐震改修工事、老朽住宅除却の受注進捗 状況は？ ○過去3年間耐震改修工事の実績が1年平均30件だが、令和 3年度の予算も30件。件数を上げれない理由は？ ○過去3年間耐震改修工事、老朽住宅除却数の合計の1年平均 が79件、本年度の予算合計が1件アップの80件。このペ ースでは残り1,500件まで18年以上かかるが、具体的な 構想の説明を ○耐震工事をしない理由として自己負担金が出せないからとよ く聞くが、黒潮町のように件数が上がれば工務店への支払い 費用も歩み寄れるのではないかと思うが、市としての対応 は？ ○実績を残すためにも補正予算で1件でも多く施工ができない か？ |
| 9 | 6 番 作田 喜秋 君 (一問一答) | 1 奨学金返済の肩代わりについて ○助成対象の要件について |
| | | 2 生理の貧困について ○学校現場での現状は |

市議会議案第5号

「刑事訴訟法の再審規定（再審法）」の改正を求める意見書
の提出について

土佐清水市議会会議規則第14条第1項の規定により、首題の件に関し次のとおり意見書を提出する。

令和3年6月30日

議長 永野裕夫 様

| | | |
|-----|----|----|
| 提出者 | 前田 | 晃 |
| 賛成者 | 弘田 | 条 |
| | 山崎 | 誠一 |
| | 吉村 | 政朗 |
| | 岡本 | 詠 |
| | 甲藤 | 眞 |

「刑事訴訟法の再審規定（再審法）」の改正を求める意見書

再審は、無実の人が救済される最後の砦です。罪を犯していない人が、犯罪者として法による制裁を受ける。これは、冤罪です。冤罪は人生を破壊し、人格を否定すると同時に、法制度自体の正当性を失わせるものです。冤罪はあってはならないと、誰しも認めることでありながら後を絶ちません。

2010年、足利事件に始まり、布川事件、東電OL事件から、2016年、東住吉事件に至るまで、無期という重罰事件の再審無罪が続きました。また2014年には、袴田巖さんが47年ぶりに死刑囚監房から解放されるという歴史的な出来事もありました。

しかし、これら事件で再審開始が認められて無罪となる過程では、つねに検察による甚大な妨害が立ちはだかっていました。

その大きな壁の一つは、検察が捜査で集めた証拠を隠匿し、証拠を開示しないことです。再審請求では、無実を主張する請求人と弁護側から、新規・明白な無罪証拠を提出することが求められます。ところが、証拠のほとんどは強制捜査権を持つ警察・検察の手にあるだけでなく、当事者主義の名の下に、それらは開示する義務はないとされ、しばしば無罪証拠が隠されたまま、有罪が確定する事例が後を絶ちません。

無罪となった再審事件で、「新証拠」の多くが、実は当初から検察が隠し持っていたものでした。無罪証拠が当初から開示されていたら、冤罪は生まれず、当事者の人生は全く別のものとなっていたはずです。

通常審では、公判前整理手続きを通じて、不十分ながらも一定の要件で証拠開示が制度化されました。しかし、再審における証拠開示には、何一つルールがありません。その結果、証拠が開示されるか否かは裁判官の個別判断や検察官の任意に委ねられることとなり、法の下での平等原則さえも踏みにじられています。

二つ目の大きな壁は、再審開始決定に対する検察による不服申立てが許されていることです。大崎事件の原口アヤ子さん（90歳を超えました）は、検察の即時抗告、さらに特別抗告により、再審が未だ実現されていません。袴田事件は検察の即時抗告によって再審開始決定が取り消され、再審請求審が無用に長期化しています。名張毒ぶどう酒事件の奥西勝さんにいたっては、1964年一審無罪判決、2005年再審開始決定を得ながら、検察の即時抗告、異議申立てにより、89歳で無念の獄死をとげられました。

公益の代表という検察官の法的地位からしても、裁判所の決定にいたずらに逆らい、こうした悲劇をくり返すことに、法的な制度を加える必要があることは明確です。

このように、再審における証拠開示制度の確立、検察官の上訴制限が、無実の人の救済のた

めの焦眉の課題です。

現行の刑訴法の再審の規定は、日本国憲法39条を受けて不利益再審の規定を削除しただけで、大正時代の旧刑訴法のままです。現行の再審規定のルーツである職権主義のドイツもすでに50年以上前に再審開始決定に対する検察上訴を禁止しています。

また、証拠開示については、2016年の刑事訴訟法の「改正」の附則において、「政府は、この法律の公布後、必要に応じ、速やかに、再審請求審における証拠の開示」について検討を行うとしており、政府はこれを踏まえ、証拠開示の制度化を行うことが求められています。

無実の人を誤った裁判から迅速に救済するために、今こそ次の点について「刑事訴訟法の再審規定（再審法）」の改正を行うことを要請します。

- 1 再審における検察手持ち証拠の全面開示
- 2 再審開始決定に対する検察の不服申立て（上訴）の禁止

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年6月30日

土佐清水市議会議長 永野裕夫

| | | |
|--------|------|---|
| 衆議院議長 | 大島理森 | 殿 |
| 参議院議長 | 山東昭子 | 殿 |
| 内閣総理大臣 | 菅義偉 | 殿 |
| 内閣官房長官 | 加藤勝信 | 殿 |
| 法務大臣 | 上川陽子 | 殿 |

議 員 派 遣 の 件

令和3年6月30日

地方自治法第100条第13項及び土佐清水市議会会議規則第167条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

1 令和3年度市町村議会議員研修

- (1) 目 的 地方分権時代における市町村議員の役割と責務を認識し、地方議会制度の基本的な考え方や現状について理解を深めるため
- (2) 派遣場所 高知市
- (3) 期 間 令和3年7月29日
- (4) 派遣議員 谷口佳保

2 令和3年度土佐くろしお鉄道中村宿毛線運営協議会定期総会

- (1) 目 的 中村・宿毛線の維持整備、長期安定経営を確保し鉄道利用者や地域住民の利便性の向上を図るため
- (2) 派遣場所 四万十市
- (3) 期 間 令和3年7月又は8月
- (4) 派遣議員 総務文教常任委員会 委員長 弘田 条

3 令和3年度国道321号改良促進期成同盟会総会

- (1) 目 的 国道321号の2次改築を促進することにより、地域住民の生命と生活を守る道として強靱な道路整備を図るため
- (2) 派遣場所 土佐清水市
- (3) 期 間 令和3年8月
- (4) 派遣議員 産業厚生常任委員会 委員長 武政健三
産業厚生常任委員会 副委員長 浅尾公厚

4 第139回高知縣市議会議長会臨時総会

- (1) 目 的 高知県各市議会が協同して、地方自治の確立と都市の興隆発展を図るとともに、全国市議会議長会四国部会高知県支部としての任務を達成するため
- (2) 派遣場所 高知市
- (3) 期 間 令和3年8月
- (4) 派遣議員 副議長 作田喜秋